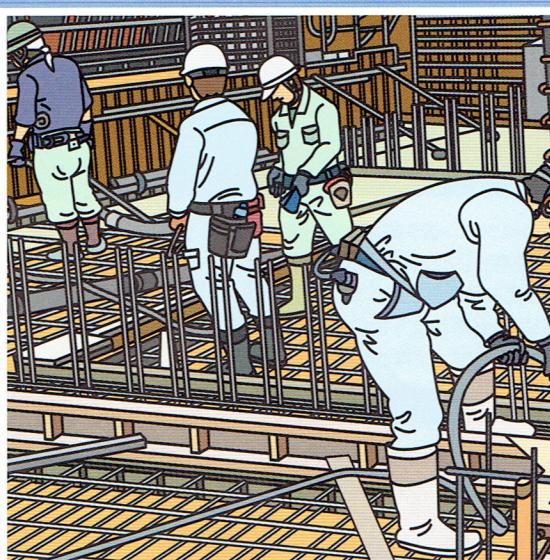
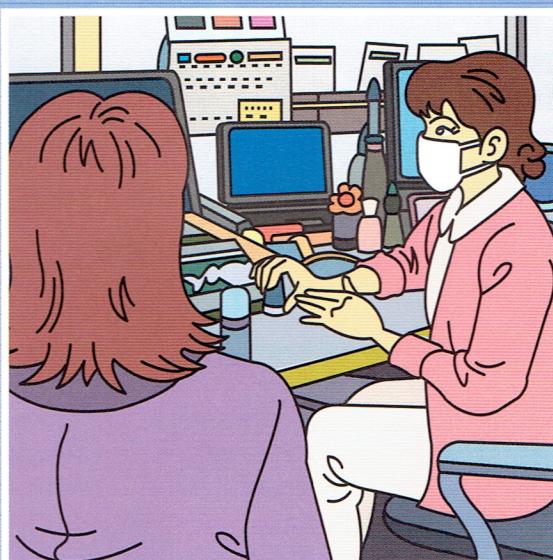
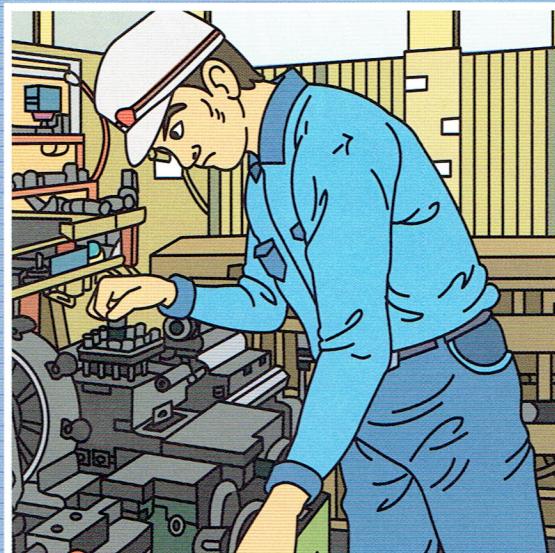


みんなで  
築こう！  
安全、健康、  
快適職場



相談相手は

労働安全コンサルタント  
労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生の改善計画作成には、  
労働安全衛生法第80条に基づく労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる  
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれる存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

# こんな時に

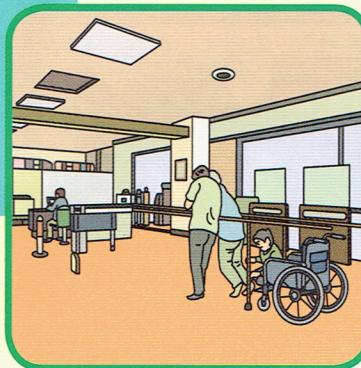
## 労働安全コンサルタント / 労働衛生コンサルタント の活用を!

- 労働災害が発生したとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関すること

### 労働安全衛生法第88条第1項による 届出の免除

免除認定の申請には、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所(建設業の場合は店舗)が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度(法88条第1項ただし書き)については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店舗が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していくことを労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。



機械のフェールセーフ化など  
専門的な安全衛生技術指導を  
受けることができます。

社内では得がたい  
安全衛生の専門家の指導を  
受けることができます。

労働安全コンサルタント／  
労働衛生コンサルタントを活用すると、  
こんなメリットが生まれます

社内では気がつかない  
安全衛生上の問題点を明らかにし、  
有効かつ効果的な方法を  
教えてくれます。

必要なときに、  
必要な事項について頼むことができるので、  
人件費の節約になります。

経営に役立つ  
安全衛生管理を  
教えてくれます。

### CSP労働安全コンサルタント、 COH/CIH労働衛生コンサルタントとは?

#### CSP労働安全コンサルタント

\* CSP(Certified Safety Professional Consultant)

#### COH労働衛生コンサルタント(保健衛生)

\* COH(Certified Occupational Health Consultant)

#### CIH労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)

\* CIH(Certified Industrial Hygiene Consultant)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさって下さい。

## 活用事例

# 大震災後の(食品工場等の)労働安全衛生活動の復興を支援

**A**社は、宮城県を中心に、東北、北関東に120店舗の飲食店を運営するとともに、各店舗に必要な食料品の製造、配送を行っています(正社員360名、パートを含めると1000名)。

2011年の東日本大震災で、会社も従業員も大きな被害を受けたことから、「職場で働く人たちの安全と健康なくして会社の発展はない」として、取締役社長B氏が大学の学友でもあるC労働安全コンサルタントに職場の安全の診断・指導を依頼したものです。

2012年7月、窓口のD常務(総括安全衛生管理者)と打ち合わせ、毎月1回訪問指導することとなりました。

問題点の把握とその改善の効果などについて、これまでの取組とその成果を紹介します。

## 安全衛生管理上の問題点

これまでの議事録等を詳細に読み、「問題点は何か?」を次の4点にまとめた。

### (1) 安全衛生管理体制

①製造部、②物流部、③事務部門、④店舗120店に大別される。安衛方針、安衛ポスター、標語もなく、体制は構築されていなかった。

### (2) 社内帳票「事故報告書」による労働災害の報告から

スライサーの刃にはさまた野菜を取り除く際、停止の確認が不十分であったため指を負傷した事例。安衛則第108条「刃部の掃除等の場合運転停止」を知らなかった。

### (3) 毎日発行される社内報による労働災害の報告から

①段差で転倒、②包丁が滑り人さし指切傷、③雪で滑って転倒など。対策が「作業に集中し不注意をなくす」「あわてないで冷静に」など。安衛法を基本とした研さん不足を感じた。

### (4) 安全衛生委員会の議事録から

①パトロールの結果記録がない、②産業医不参加、衛生管理者の週1回巡回も省略、③食品加工の作業マニュアルで安衛法関係がないなど。「研修センター」は、接客マナー、食品衛生などが中心。

## 問題点の改善計画

### (1) 製造部パトロール結果の改善計画

①「機械は故障するもの」「人的ミスはあるもの」を念頭にヒヤリハットを抽出し、リスクアセスメントに展開すること。

②カゴ台車使用は、「安全長靴」に統一し、定期の「靴底点検」も実施すること。

③階段の片側手すりはリスクの放置。「トップの現場確認」が必要なこと。

④ボイラー取扱責任者、あるいは作業主任者の正副の選任をすること、など

### (2) 物流部パトロール結果の改善計画

① フォークリフト作業で運転技能講習修了証の

原本持続すること。

- ②ヘルメットの着用は良いが「あごひも」がゆるい。お互い注意すること。
- ③非常用シャッターの下にモノが置いてある。
- ④フォークリフト作業の安全対策が今後の課題である。

### (3) 店舗パトロール結果の点検項目作成

以下の項目のチェックリストが作成され、現在これに基づく点検が励行されている。

- ①整理、整頓:不要なものが放置は? 床面の凹凸がなく歩行がスムースか?
- ②清潔、清掃:決められた服装点検は? 清掃用具の破損、損傷などの状況は?
- ③厨房内機器の故障、修理、点検、補修作業:時間帯ごとの責任者は誰か? 異常時の連絡先是?
- ④トイレ、休憩室、更衣室:衛生面は? ごみ、飲食物の処理は? 救急箱・消火器は?

## 改善の効果

2016年10月の安全衛生委員会開催時点での改善効果です。

- ①パトロール結果報告では、写真も添付され「いい点」「改善を望む点」に識別され、安全意識の高揚を感じられた。
- ②社長から「パトロールでの指摘事項を遵守すること」との指示があった。安全についてトップが決意や指示を明確にするようになっている。
- ③安全衛生委員会メンバーへの女性登用が提案されている。女性が衛生管理者資格取得に挑戦中。
- ④「店舗・厨房従事者の安全衛生チェックリスト」に基づく自主点検が100%回収で定着している。
- ⑤厨房に「通ります 言わなきゃあなたは気づく



かない」の標語が掲示された。社員からの標語で、なかなかの名言である。積極的な参加が伺える。

⑥構内停車中の物流部トラックの「輪止め」は、停車中の6台全車両で実施。守るべきことがきちんと守られている。

## 全国産業安全衛生大会で発表

これまでの取組について、2016年10月に仙台で開催された中央労働災害防止協会主催の「全国産業安全衛生大会」で、「大震災における『食品工場・飲食店舗』で働く人の安全と健康管理」と題し、A社の製造担当部長が発表をしています。

大震災後「職場で働く人たちの安全と健康なくして会社の発展はない」を痛感した。震災後安全衛生に対する意識は格段に向上し、安全活動・防災活動への参加など積極的に行なうようになったとコメントがされています。

## これからの展望

労働安全コンサルタントとして一緒に安全衛生に取り組み4年余りが経過しました。会社の基本理念である「働く人の幸福なくして企業の発展はありません。」とのおり、従業員が安全衛生に積極的に取り組むようになっています。会長となったB氏には、「ISO45001(労働安全衛生マネジメントシステム)への取組」、「安全衛生優良企業認定」に挑戦していただくようお願いをしました。

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)は労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。このためには、システムとパフォーマンスの双方について専門家である労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが最適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

## 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)についてのご相談は

## 労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントに

### 守秘義務

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

### 報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。

具体的にはもよりの支部にご照会下さい。

## 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F

TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647

<http://www.jashcon.or.jp> E-mail [info@jashcon.or.jp](mailto:info@jashcon.or.jp)

労働安全衛生法第87条に基づき設立された唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています(約2,600名)。47都道府県に支部があります。

# 労働安全衛生コンサルタント制度推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時に)最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生の改善計画にぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施時期	推進月間 每年6月1日から6月30日 準備月間 每年4月1日から5月31日
後 援	厚生労働省 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 林業木材製造業労働災害防止協会  安全衛生技術試験協会 全国社会保険労務士会連合会 日本技術士会 労働者健康安全機構 全国労働基準関係団体連合会 日本ボイラ協会 日本クレーン協会 ボイラ・クレーン安全協会 産業安全技術協会 仮設工業会 建設荷役車両安全技術協会
実 施 者	一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 本会都道府県各支部 会員:労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F  
TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647  
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : [info@jashcon.or.jp](mailto:info@jashcon.or.jp)



ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。